

「訪問歯科診療の実践 第 9 章訪問診療を始めるための保険請求」

令和 4 年 4 月改定に伴う変更点について

P182

表 1 歯科訪問診療料

	同一建物に居住する患者数	診療に要した時間 20分以上	診療に要した時間 20分未満
歯科訪問診療 1	1 人	1 1 0 0 点	8 8 0 点 (旧 770 点)
歯科訪問診療 2	2～9 人	3 6 1 点	2 5 3 点 (変更なし)
歯科訪問診療 3	10 人以上	1 8 5 点	1 1 1 点 (旧 130 点)

P183

表 2 緊急歯科訪問診療加算 名称が変更されました。点数変更なし

	緊急歯科訪問診療加算	夜間歯科訪問診療加算	深夜歯科訪問診療加算
	診療時間内 概ね 9：00～18：00	深夜を除く 18：00～6：00 または 19：00～7：00	22：00～6：00
歯科訪問診療 1	4 2 5 点	8 5 0 点	1 7 0 0 点
歯科訪問診療 2	1 4 0 点	2 8 0 点	5 6 0 点
歯科訪問診療 3	7 0 点	1 4 0 点	2 8 0 点

※歯科訪問診療 3 の算定は慎重にすべきである。

P185

- 歯科疾患在宅療養管理料（歯在菅）：歯援診 1 の場合 3 4 0 点（旧 3 2 0 点）、歯援診 2 の場合 2 3 0 点（旧 250 点）、在宅総合医療管理加算（在歯総医）：「50 点/日 を所定点数に加算」を 50 点/月を歯在管に加算に変更。対象患者に HIV 感染症患者が追加された。「施設基準の届け出が必要である。」を削除。施設基準が廃止され、すべての歯科医療機関が対象となった。
- 在宅患者歯科治療時医療管理料（在歯管）：（在歯総医と共通）を削除
- 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料（訪問口腔リハ）：0～9 歯の場合 4 0 0 点（旧 350 点）、10～19 歯の場合 5 0 0 点（旧 450 点）、20 歯以上の場合 6 0 0 点（旧 550 点）を月 4 回まで算定可能である。歯援診 1 の加算 1 4 5 点（旧 125 点）、歯援診 2 の加算 8 0 点（旧 100 点）が算定できる。摂食機能障害又は口腔機能低下症を有し…口腔機能低下症 が追加された
- 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料（小児訪問口腔リハ）：6 0 0 点（旧 450 点）を月 4 回まで算定可能である。歯援診 1 の加算 1 4 5 点（旧 125 点）、歯援診 2 の加算 8 0 点（旧 100 点）が算定できる。1 8 歳未満の患者・18 歳未満で算定した後 18 歳に達した日以降も継続的な歯科疾患の管理が必要な患者が対象であり、摂食機能障害・口腔機能低下症が必須ではないが、訪問口腔リハと内容的にはほぼ同様である。
- 小児栄養サポートチーム等連携加算（小 NST1,小 NST2）：「15 歳未満の患者」を削除。小児訪問口腔リハ算定の患者に変更

P186

- 在宅患者緊急時等カンファレンス料：「参加者が 3 者以上、そのうち 2 者以上患家にいれば」を削除。参加者のうち 1 者以上が患家にいればに変更

新設

7. 診療報酬算定上の注意点

2) 歯科訪問診療料に係る加算

通信画像情報活用加算：30 点を月 1 回に限り算定する。在宅療養支援歯科診療所 1 および 2、又は地域歯科診療支援病院歯科初診料の届け出のある医療機関が対象である。歯科衛生士等による訪問歯科衛生指導、又は居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の実施時にリアルタイムで口腔内の状態を画像撮影し、歯科医師が情報通信機器を用いてリアルタイムで口腔内の状態を観察した患者に対して、得られた情報を次回 2 月以内の歯科訪問診療に活用した場合に歯科訪問診療料 1 および 2 に加算する。